

# やまがた持続可能な農業推進コンクール 2024 実施要領

## 1 趣 旨

環境と調和した持続性の高い農業の展開や安全・安心な農産物の生産及び供給などを通して意欲的に経営や技術の改善に取り組み、地域社会の発展に貢献している生産者や、団体等を表彰する。その成果を広く紹介して、消費者の理解醸成を図るとともに、生産者の取組意欲を喚起し、山形県における人と環境に優しい持続可能な農業の取組みの全体的拡大を図る。

## 2 主 催

山形県、エコエリアやまがた推進協議会

## 3 募集部門及び対象者

### (1) 有機農業・環境保全型農業部門

有機農業、特別栽培等の環境保全型農業の取組を通じて、環境負荷低減や生物多様性など環境に配慮した取組を行っている農業者及び農業者組織、教育関係機関、農業団体。

### (2) G A P 部門

継続的なG A Pの取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保について成果を上げている農業者及び農業者組織、教育関係機関、農業団体。

なお、過去に本コンクール及びエコエリアやまがた推進コンクールで受賞した事例についても、取組内容等（新たな取組内容を含む）に進展が見られる場合は、その点を明確に記入の上、再度応募することができる。

## 4 事例の募集

(1) 農林水産部長は、各総合支庁を經由して募集する。

(2) 各総合支庁長は、県コンクールに参加する農業者等から提出があった応募様式を取りまとめ、1点以上について、令和6年7月12日までに農林水産部長に提出する。

## 5 審査と表彰

(1) 4 (2) に基づき各総合支庁長から提出のあった事例は、別紙に定める審査要領に従って審査委員会を設置し、審査を行い、表彰は以下の表彰区分及び表彰事例数のとおり選定する。

表 彰 区 分		表彰事例数
最優秀賞	山形県知事賞	1点
優 秀 賞	山形県農業協同組合中央会会長賞	1点
優 秀 賞	エコエリアやまがた推進協議会会長賞	適宜

(2) 表彰事例が法令に違反して刑罰又は行政処分を受ける等、模範として相応しくないと認められるときは、その受賞を取り消し、賞状等の返還を求めることがある。

## 6 全国コンクールへの推薦

審査委員長が推薦すべきと認める表彰事例については、全国コンクールに推薦する。

## 7 表彰事例の広報

表彰事例については、別途PR資料の提出を求め、本県関連ホームページ等において広報を行う。

## 8 今後のスケジュール

事例募集：令和6年5月22日～7月12日

現地調査：令和6年8月上旬～9月中旬

応募事例の審査：令和6年10月上旬

優良事例の全国コンクールへの推薦：～令和6年11月頃

表彰式：令和7年3月（有機農業推進フォーラムとの併催を予定）